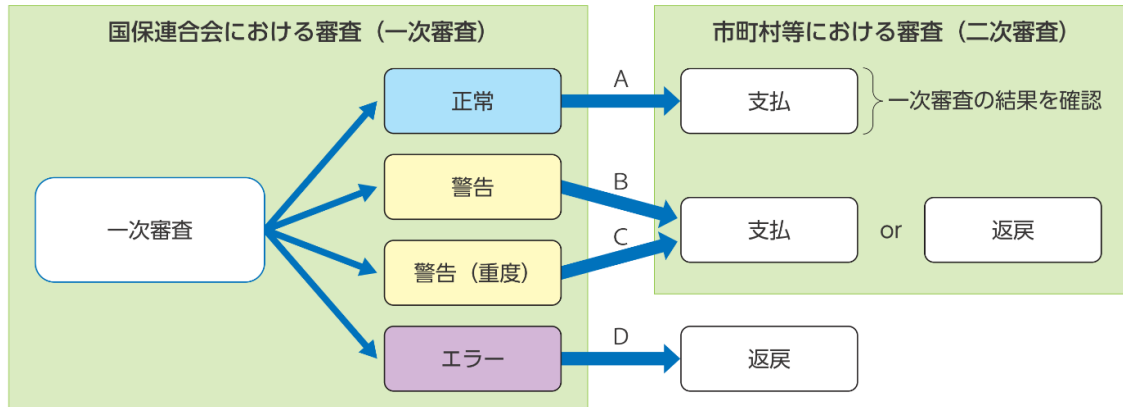


請求審査について

・平成 30 年度以降、市町村等から国保連へ、障害福祉サービス等にかかる給付費等の請求情報の「一次審査」業務を委託しています。

図：国保連合会と市町村等の審査の範囲



（国民健康保険中央会『請求事務ハンドブック』p4 より）

（請求に関する用語）

正常・・・受付審査、資格審査及び支給量審査にて、問題ないと判定された請求情報

警告・・・機械的に判断がつかないもの

返戻（エラー）・・・各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないもの

（国保連による一次審査内容）

- ①受付審査・・・請求情報内の整合性確認及び市町村台帳、事業所台帳等と突合
- ②資格審査・・・受給者台帳と突合
- ③支給量審査・・・サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限額が正しく管理されていることを確認。また、サービス提供実績記録票との突合によるチェックが実施されます。

①→②→③の順に審査が行われ、受付審査で返戻（エラー）が出た場合には資格審査及び支給量審査は行っていないため、体制等による不突合の解消をした場合に、次の資格審査で返戻（エラー）となる可能性もあります。（この取扱いについては、以前から変更ございません。）

1 令和6年度におけるエラーコードの段階的な移行等

国保連合会で実施する一次審査において、別添資料1-1～1-4のとおり、エラーコードの新規追加及び「警告」から「エラー（返戻）」への移行が行われました。詳細は、別添資料をご参照ください。

2 国保連の一次審査及び市町村の二次審査について

【国保連の一次審査】

- ※：警告、▲：警告（重度）、★：警告（エラー移行対象）、記号なし：エラー
- ・毎月10日で事業所の請求が締切りとなり、11日に一次審査（機械審査）を実施。
- ・エラーとなれば、10%以上と100万円以上はシステム上でエラーリストを送付。

【市町村の二次審査】

- ・毎月概ね20～25日の午前中までに実施。
- ・国保連の一次審査結果を基に、※：警告、▲：警告（重度）、★：警告（エラー移行対象）について確認。（そのため、事業所においても「一次審査処理結果票」の確認をお願いします。）
- ・市では警告について確認し、請求誤り及び算定要件の確認ができないもの等に関しては、返戻する旨を事業所へ電話連絡しています。
- ・市が返戻としたものは、「SAO1…事業者の請求誤り」と表示されますので、「一次審査処理結果票」の警告内容を確認し、再請求を行ってください。その際は、過誤申立書は不要です。

【返戻と過誤の違い】

- ・返戻：請求が通らないもの
- ・過誤：請求が通っている請求を取り下げるもの

3 警告内容について

発生件数が多く、かつ返戻になる可能性が高いものについて抜粋いたします

なお、

	警告コード	事由	対処
居宅介護等	PQ02, PQ04, PQ07, PQ11, PP99 他	他のサービスとの同一時間重複	請求内容を確認し、該当事業所へ疑義内容を照会のうえ、誤っている方を返戻。実績記録票から請求明細書への転記ミスなどが原因として挙げられる。
	PQ20	請求明細書の「決定利用者負担額」を合計した値が受給者台帳の「利用者負担上限月額」を超えている	上限額管理事業所の登録がある場合は請求誤りと考えられるため原則返戻。 上限額管理事業所の登録がない場合は、利用者が高額障害福祉サービスの償還払いの対象となる可能性がある。
	EG27, PP04, PP05 他	サービス提供量が受給者台帳の「決定支給量」を超えている	受給者台帳の「決定支給量」の範囲内か否かを審査。 「決定支給量」を超えている場合は原則返戻。複数事業所を利用している場合は、請求に誤りがあった事業所について返戻。 ただし、重度訪問介護で新任従業員の同行支援をしている場合は、その時間数を引いた時間数が「決定支給量」を超えていないか確認する。
	PP03, PP15 他	実績記録票が返戻になっている等の理由で、明細書と実績記録票の情報的一致が確認できない	実績記録票の情報が明細書に反映されていなければ原則返戻。
同行支援	PB35	受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではない	区分3加算を算定しているが、実際には区分4以上加算が算定可能な場合など登録区分と請求区分が異なる場合に出る。

(移動支援等) 地域生活支援	EK19	請求明細書の請求額集計欄の「給付率に基づく・利用者負担額②」が「決定利用者負担額」を超えている	この警告については <u>内容の確認不要</u> 。
障害児相談 計画相談	EH02, EH03	モニタリング日の年月に一致する受給者台帳の「モニタリング対象月」が無しのため継続サービス利用支援費（継続障害児支援利用援助費）は算定できない	モニタリング対象月の <u>翌月</u> は算定を認めている。それ以外は原則返戻。 なお、翌月のモニタリングについて、市から指摘された時（実地指導など）に説明出来るよう、どのような理由で翌月に実施しなければならなかったか <u>記録等を整備しておくことが望ましい</u> 。

～事業所へのお願い～

・毎月 20～25 日頃に市から問合せを行いますので、留守番電話や転送機能などを活用していただき、連絡が取れるようご協力をお願いします。

・返戻については、原則、電話もしくはメールでの連絡・説明の上で処理していますが、連絡が取れない場合でも、明らかな誤りや算定要件の確認ができないときは、返戻となる場合があります。

【参考】

国民健康保険中央会（国保中央会）HP

<https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>